

令和 7 年度 秋季一般入学者選抜
法律科目試験
論文式（憲法，民法，刑法）試験問題

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子は 8 枚綴り、問題は片面に印刷されています。
試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
3. 解答用紙には、解答欄のほかに、科目欄と受験番号欄があります。
(1)科 目 欄 「憲法」「民法」「刑法」と記入してください。
(2)受験番号欄 受験番号を記入してください。正しく記入されていない場合は、採点されないことがあります。
4. 解答は、配られた解答用紙に、第 1 面の左欄，右欄，第 2 面の左欄，右欄の順に、記入してください。解答欄が足りなくなっても、解答用紙を追加配付することはありません。
5. 解答用紙に定められた以外のことを記入した場合は、解答が無効になります。
6. 解答用紙への記入は、ボールペン又は万年筆（インクは、黒，青，ブルーブラックに限り、また、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。解答を訂正するときは、削除したい部分は一本線で消し、付け加えたい部分は分かりやすく記入してください。
7. 試験中、試験室で利用できる用具は、上記筆記用具のほか、下書き用に黒色の鉛筆，シャープペンシル，プラスチック製消しゴム，携帯用鉛筆削り，時計（計時機能だけのもの），眼鏡です。ラインマーカー，下敷きは使用できません。時計のアラーム，携帯電話等は電源を切ってください。
8. 読みやすい答案となるよう心掛けてください。
9. 試験問題の内容等について質問することはできません。
10. 途中退席はできません。気分が悪くなった場合等は手を挙げて監督者の指示に従ってください。
11. 解答用紙は回収しますので、試験を放棄する場合も持ち帰らないでください。
12. 問題冊子は持ち帰ってください。

目 次

憲	法		1
民	法		3
刑	法		5

憲 法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。(配点：50 点)

【事実】

近年、A 市では、特定の民族等に属する集団に対して、生命、身体等に危害を加える内容や、一律に排斥する内容、そして蔑称と呼ぶなどの誹謗中傷を伴うデモ・街宣活動が多発していた。そして、その活動件数は年間で 150 件程度にも及び、全国の 15%を占めていた。また、そのデモ・街宣活動に参加するものが、特定の民族等に属する集団について、「叩きのめせ」「同じ生き物ではない」など、その集団への攻撃的な言葉や、そのほかにも蔑称を大音量で連呼する様子を撮影した動画が、動画投稿サイト上に複数投稿され問題視されていた。

こうした状況を受けて、A 市長 B から、市民の人権を擁護するために、ヘイトスピーチは許さないという姿勢を明確に示す必要があるとして、新たに条例を定めることが提案された。その際、市議会議員からは、ヘイトスピーチと認定した事案について、その概要や講じた措置等を公表することが適当であるという意見があった一方で、憲法上の表現の自由との関係を考慮し、差別の拡散につながらないように十分に留意しながら、単なる批判や非難を上記措置等の対象外とし、社会からの排除等を目的とする表現活動にその対象を限定することが適当であるといった意見が出された。その後、これらの意見を踏まえて、A 市ヘイトスピーチ対処条例（以下、「本件条例」という。）が制定された。

本件条例が規定するヘイトスピーチの定義に該当する場合に、市長が、その認識及び当該表現活動の内容の公表だけではなく、当該表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を行うことができると規定するとともに、当該表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表することができることとされた。また、市長は、当該表現活動がヘイトスピーチに該当するものであることについて、学識経験者等であり、市長が委嘱する委員で構成される審査会の意見を聴かなければならないこと等が規定されている。

20××年××月××日、A 市内においてこれまで数度にわたりデモ活動を主宰してきた X は、活動を共にしてきた仲間十数名とともに、市内の C 国籍者が集住する地域に集結した。そして、「C 国人を叩きつぶしましょう」との掛け声の下でデモは始まり、「C 国人を日本から追い出せ」「C 国人は劣等民族だ」「みんなで C 国人をやっつけよう」等を連呼しながらその地域を周回し、その様子を動画に撮影して、ハンドル

ネーム D として動画投稿サイトに投稿した。B 市長は、審査会の意見を踏まえた上で、これらの行為が、本件条例が規定するヘイトスピーチに該当する旨を、X のハンドルネームとともに A 市ウェブサイト公表した。X は、この条例が X の表現の自由を侵害すると考えている。

【参考条文】

「A 市ヘイトスピーチ対処条例」

第 1 条 この条例は、ヘイトスピーチが個人の尊厳を害し差別の意識を生じさせるおそれがあることに鑑み、ヘイトスピーチに対処するため本市がとる措置等に関し必要な事項を定めることにより、市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図ることを目的とする。

第 2 条 この条例において「ヘイトスピーチ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する表現活動をいう。

(1) 次のいずれかを目的として行われるものであること（ウについては、当該目的が明らかに認められるものであること）

ア 人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）を社会から排除すること

イ 特定人等の権利又は自由を制限すること

ウ 特定人等に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおること

(2) 表現の内容又は表現活動の態様が次のいずれかに該当すること

ア 特定人等を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものであること

イ 特定人等（当該特定人等が集団であるときは、当該集団に属する個人の相当数）に脅威を感じさせるものであること

(3) 不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われるものであること

第 5 条 市長は、本市の区域内で行われた表現活動がヘイトスピーチに該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置をとるとともに、当該表現活動がヘイトスピーチに該当する旨、表現の内容の概要及びその拡散を防止するためにとった措置並びに当該表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表するものとする。

* 出題趣旨

本問は、地方公共団体が制定したヘイトスピーチを規制する条例の憲法適合性を問う問題である。具体的には、明確性などの観点から本件条例の文面を分析しているか、また表現の自由に対する制約の態様（表現内容・内容中立規制、直接・間接的規制、公表や拡散防止措置等の措置が取られていることなど）を分析しているか、表現の自由の制約に関する判断枠組みを設定することができるか、設定された判断枠組みを踏まえた本件条例の分析をしているかどうか、以上の点について重要な最高裁判例を踏まえて論じているか、などを問う問題である。

民法

次の各文章を読んで、後記の【設問 1】【設問 2】及び【設問 3】に答えなさい。なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。

〔事実 I〕

1. A は、2004 年 10 月 1 日に B と婚姻し、2006 年 2 月 15 日に C を出産した。B は、2020 年 5 月 15 日に死亡し、A と C が B を相続した。B が死亡した時点で、B の遺産には、評価額 2000 万円の甲土地が存在した。
2. D は、2020 年 6 月当時、A に対して、既に履行期が到来している 1000 万円の債権を有していた。他方で、A は、その当時、無職でめぼしい財産を有していなかった。A は、B を相続し B の遺産を承継したとしても、これを D に対する債務の弁済に充てざるをえなくなるのであれば、相続を放棄して C の取り分を増やしてあげたいと考え、相続放棄をすれば D に対して弁済をすることができなくなることを知りながら、同年 7 月末までの間に、家庭裁判所に対して相続放棄をする旨の申述をした。

【設問 1】（配点：10 点）

〔事実 I〕を前提として、D が詐害行為取消権により A による相続放棄を取り消すことができるかどうかについて、検討しなさい。

〔事実 II〕

〔事実 I〕の 1 に加えて、以下の事実があった。

3. A と C は、それぞれ 2 分の 1 の割合で B が所有していた甲土地を相続した。その後、A は、2021 年 1 月 5 日に、E と婚姻した。
4. A は、2022 年 3 月頃に、F から、F が G から 2000 万円の融資を受ける際に担保を提供して欲しいと依頼され、これを了承した。その後、F は、同年 7 月 1 日に、G との間で 2000 万円を借り受ける契約を締結し、G からその交付を受けた。A は、同日に、自己の名義で及び C の代理人として、F が G に対して負う 2000 万円の借入金返還債務を担保する目的で、G のために甲土地全部に抵当権を設定し、同月末までの間にその登記をした。また、A は、同月 1 日に、自己の名義で及び C の代理人として、F が G に対して負う 2000 万円の借入金返還債務について、G との間で民法所定の方式に従って連帯保証契約を締結した。
5. A は、2023 年の夏頃に、ギャンブルのため 1000 万円程度の債務を負った。A は、E の特有財産である乙土地を売却し、この売却代金により上記の債務を返済しようと考え、E に無断で E の実印や乙土地の登記識別情報等を持ち出し、委任状等を偽造

したうえで、同年 11 月 10 日に、E の代理人として、H との間で、乙土地を代金 1200 万円で売却する契約を締結し、同月末までの間に H から代金全額の支払を受けるとともに、その所有権登記を H に移転した。

6. H は、2023 年 12 月 20 日に、新居を建設するための土地を探していた I との間で、乙土地を代金 1300 万円で売却する契約を締結し、その 1 か月後までの間に I から代金全額の支払を受けるとともに、その所有権登記を I に移転した。なお、I は、5 の事実を知らなかった。
7. C は、2024 年 2 月頃に、4 の事実を認識した。C は、同年 5 月末頃に、F に対して、4 に記載した抵当権設定及び保証契約の効力が自己に帰属しない旨を主張した①。
8. E は、2024 年 2 月頃に、5 及び 6 の事実を認識した。E は、同年 5 月末頃に、I に対して、乙土地の所有権が自己に帰属する旨を主張した。これに対して、I は、E と H との間における乙土地の売買契約は E の代理人である A により有効に締結されたものであること②、そうでなくとも、H と I における乙土地の売買契約の時点で乙土地の登記名義人は H になっていたこと③等を理由に、乙土地の所有権が自己に帰属する旨を主張した④。

【設問 2】（配点：15 点）

〔事実Ⅱ〕を前提として、下線①の C の主張が認められるかどうかについて、検討しなさい。

【設問 3】（配点：25 点）

〔事実Ⅱ〕を前提として、下線②の理由に基づく下線④の I の主張及び下線③の理由に基づく下線④の I の主張が認められるかどうかについて、検討しなさい。

〔出題趣旨〕

【設問 1】は、詐害行為を理由に相続放棄を取り消すことができるかどうかについて検討を求める問題である。【設問 2】は、親権者と子との利益相反行為に関わる問題である。利益相反行為に該当するかどうかについての判断枠組みが理由とともに示されていること、事案に即して適切な判断がされていること、利益相反行為に該当する場合の効果が理解されていること等が評価の対象とされている。【設問 3】は、日常家事に関する法律行為についての代理、表見代理、94 条 2 項の類推適用等に関わる問題である。夫婦が日常家事に関する法律行為につき相互に代理権を持つかが丁寧に検討されていること、表見代理の適用または趣旨類推適用の可否が論じられていること、94 条 2 項の類推適用の可否が論じられていること、事案に即して適切な判断がされていること等が評価の対象とされている。

刑 法

以下の事案において、甲の罪責を論じなさい。（配点：50 点）

僅かな金銭（現金 369 円）しか所持していなかった甲（62 歳）は、以前、電車においてスリを常習的にしていた経験から、電車で誰かの財布を取って所持金を増やそう、と考えて、夜の終電の 1 時間くらい前の都心の環状線に乗車した。甲の乗った車両の座席はほぼ満席であり、立つ客もいる程度であるが、車内の移動に支障はない、という程度の混み具合であった。甲がその電車にしばらく乗っていると、隣に座っていた、酔っ払いながらスマートフォンに夢中になっている乗客 V（27 歳）が、カバンを 2 つ持っていることに気がついた。甲がスマートフォンの画面をのぞき見ると、V の友人 A が直前まで開催されていた飲み会で酔い潰れてしまったことなどが理由で、V は V 自身のカバンと、V の友人 A のカバンの 2 つを所持していることがわかった。しかし、V 自身も甲が覗き見をした 1 分後には酔いが回って寝てしまった。甲は、V の左隣に座りながらカバンの中身を横目で見ると、甲と V の間にある、A のカバンの中に A の財布と思しき物が入っているのが見えた。そこで財布を持ち去る隙を窺っていたら、乗っていた電車が S 駅に着いた。それでも V は起きなかったが、発車のベルが鳴り響いた瞬間、突然 V が起きて、焦って、自身の右隣に置いてあった自身のカバンのみを取り上げて、走って電車から出た。その直後に、電車の扉が閉まり始め、同扉が閉まったことを確認した甲は、V が置き忘れた A のカバンごと自分の物にしようと考え、これを取り上げた。長居は無用と考えた甲は、V に背を向けて別の車両に向かって歩き始めた。V が扉からでた時点と甲が A のカバンを取り上げた時点はほぼ同時だったが、その 1 秒後に扉が一旦開いた。別の車両にいた酔っ払いが扉に挟まってしまったため、車掌の指示で、一旦全ての扉を開放したのであった。扉が開いている時間（再開放の時間）は 3 秒程度であったが、その間に、扉が開いたのを見たことで、V は自身が A のカバンを忘れていることに気づき、急いで車内に戻った。その上で、V が、自身が座っていた場所の方を見ると、そこにカバンはなく、その代わりに、その先に A のカバンとともに別の車両に向かって歩いている甲が見えたので、これを捕まえようとして、「待て、泥棒」などといいながら、甲を追いかけた。その後、扉が再度閉まりそうになったとき、甲は、ギリギリのタイミングで車外に出たが、V もそれを読んでおり、甲が出た扉と隣接する扉から車外に出ることに成功した。V は、A から、A のカバンには 20 万円を超える大金が入っている、と聞いていたため、甲を押さえつけてでも同カバンを取り返す必要があると思い、そのために甲を追いかけたが、甲もホームを走って逃げ始めた。年の差による体力の差もあり、甲

はホームの端の方まで追い詰められてしまったが、Vは、カバンを取り返すことに躍起になっており、甲に飛びかかってAのカバンを取り返そうとしたところ、甲が回避行動をとったことと、Vにも酔いが回っていたことが相まって、甲はVの攻撃をすり抜け、Vはホーム上のガードレールがない部分を通り抜けて、線路の方に転落しそうになってしまった。Vは、体勢を立て直した上で甲を追いかけようとして、何とかガードレールにしがみついて、甲をにらみつけたが、甲は、「老人にとびかかるなんて、こわいこわい。これはれっきとした正当防衛じゃな。」といって、ガードレールを掴んでいるVの手を思い切り叩いた。これに驚いたVは痛みで反射的に手を開いてしまい、そのまま線路に転落し、打ち所が悪く、気絶してしまった。甲は、Vが体勢を立て直して追いかけてくると考えていたので、すぐに、その場を立ち去った。一連の状況を不審に思った別の乗客がホームの端の当該ガードレール付近にまで来たとき、Vが横たわっているのを偶然発見し、すぐに駅に通報した結果、1分後にS駅に来る予定だった電車は一時停止し、Vは電車に轢かれずにすんだが、全治1週間の頭部打撲傷を負った。

【講評】

カバンの持去り行為(①)について、窃盗罪か占有離脱物横領罪かのどちらが成立するかが問題となる。一旦扉が閉まったことによって占有を喪失したか否か。すぐに開いたことをどのように評価するか。閉まったことでVの占有がなくなるとする場合には、車内の別の人の占有下に置かれたか否かも考えることになる。手を叩く行為という、Vに対する傷害罪に該当する行為については、甲の言うように正当防衛なのかが問題となる(甲自身の評価とは関係なく、論じる必要がある)。この事案では、Vが線路に転落しそうになっていたことをもって直ちに急迫不正の侵害が終わったとはいえない。もっとも、Vは、Aのカバンを取り返そうとしており、それはAのカバンに対する違法行為(①)が前提となっている以上、当該取返し行為は正当防衛等に基づいて適法だと解する余地がある。そうすると不正の侵害があったとはいえないことになる。このように考えると、この傷害罪該当行為には正当防衛も過剰防衛も成立しないことになる。